

後期社会的養育推進計画について

国が示す必要的記載事項に対する
「整備・取組方針」

① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

計画規定内容

児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な子どもに対して、パーマネンシー保障（特別養子縁組等による永続的な家庭環境の保障）の観点も踏まえて、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親・地域での支援それぞれの体制の強化を行います。

記載事項

- ・「子どもの権利保障の理念、家庭養育優先の原則及びパーマネンシー保障」を計画全体の理念とする。
- ・施設、市町村及び児童相談所の専門性を活用した家庭における予防的支援又はそれぞれの養育環境に応じた適切な支援を行うことにより、こどもの最善の利益を図る。
- ・こどもの最善の利益を実現するため、施設及び児童相談所等の体制強化、体制整備のための計画として、旧計画を見直して本計画を策定する。
- ・計画の進捗について、毎年度評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を京都市はぐくみ推進審議会「支援を必要とする子どものための部会」へ報告し、意見聴取を行う。明らかになった課題等は、速やかに分析・評価を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。
- ・PDCA サイクルの運用の際には、当事者であるこどもの意見を反映する。

② 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援事業）

計画規定内容

○ 子どもの権利保障の理念を踏まえた取組の実施（「子どもの権利ノート」の活用等）【P28】

現状（取組結果）

- ・ 児童相談所での意見聴取について児童記録等に記録化
- ・ 児童相談所から年齢に応じた権利ノートを施設入所時に配付
- ・ 里親、ファミリーホーム向けの権利ノートの作成を検討中
- ・ 令和6年度から、児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業を開始
子どもの権利擁護に係る環境整備のため「子どもの権利擁護部会」を創設
「意見表明等支援事業」及び子どもの権利擁護に関する研修を実施予定

達成見込み・要因分析

権利ノートの活用や一時保護所における意見箱の設置に加え、令和6年度からは児童福祉法の改正を踏まえた新たな取組を実施するなど、子どもの権利擁護のための取組を推進している。

② 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援事業）

資源に対する地域の現状①

	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等	関係機関の職員が子どもの権利や権利擁護についての理解を十分に深めるとともに、各職員から子ども自身に対しても、子どもの権利等についてわかりやすく説明できる環境の整備	令和6年度から実施予定	施設及び行政職員向け研修のほかに、施設入所児童向けの啓発として、子ども向け研修の実施
・意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合、そのうち事業を利用した子どもの割合	事業利用を希望する子どもが利用できる体制の整備	令和6年度から実施予定	意見表明等支援事業の対象施設等を拡大するとともに、子ども向けの研修等を実施
・措置児童等を対象とした権利擁護に関する取組にかかる子ども本人の認知度、利用度、満足度の確認体制の整備	子どもの権利及び権利擁護の制度に関する認知度、利用度、満足度、理解度を計るための確認体制の整備（アンケートの実施等）	（検討中）	アンケート等の実施
・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備		（検討中）	アンケート等の実施

② 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援事業）

資源に対する地域の現状②

	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・ 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	各関係機関における子どもの意見形成・意見表明支援の推進及び各機関の状況に応じた意見表明等支援事業の導入等	（検討中）	アンケート等の実施
・ 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	子どもの権利擁護部会を継続的に実施し、権利救済の申立ができる手段を確保	令和6年度から専門部会（子どもの権利擁護部会）を設置	専門部会の設置（1か所）及び運営体制の確保
・ 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（経験者を含む）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	社会的養護に係る計画の作成時等に当事者及び経験者に参画いただく体制構築	社会的養育推進計画の策定に当たり、当事者の部会参画を検討	計画の策定時等には必ず当事者等を参画させる

② 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援事業）

整備・取組方針

- ・ 児童福祉法の改正により示された子どもの権利擁護のための取組を着実に実施していく。
- ・ 上記取組について、定期的に子どもの理解度や満足度も確認しながら、より効果的な内容となるようブラッシュアップしていく。

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員 （児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等	京都市職員向け 3回 施設職員向け 3回 合同研修 1回	京都市職員向け 2回 施設職員向け 2回 合同研修 2回	京都市職員向け 2回 施設職員向け 2回 合同研修 2回	京都市職員向け 2回 施設職員向け 2回 合同研修 2回	京都市職員向け 2回 施設職員向け 2回 合同研修 2回	京都市職員向け 2回 施設職員向け 2回 合同研修 2回
意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合	児童相談所一時保護所の入所児童のうち、希望する児童全員が利用できること	児童相談所一時保護所の入所児童のうち、希望する児童全員が利用できること	児童相談所一時保護所の入所児童及び事業対象とした児童養護施設等の入所児童のうち、希望する児童全員が利用できること	児童相談所一時保護所の入所児童及び事業対象とした児童養護施設等の入所児童のうち、希望する児童全員が利用できること ※事業対象施設は前年度より拡充	児童相談所一時保護所の入所児童及び事業対象とした児童養護施設等の入所児童のうち、希望する児童全員が利用できること ※事業対象施設は前年度より拡充	児童相談所一時保護所の入所児童及び事業対象とした児童養護施設等の入所児童のうち、希望する児童全員が利用できること ※事業対象施設は前年度より拡充

評価のための指標

- ・ 社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数
- ・ 意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数及び割合、そのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況（子どもと利益合判のない独立性を担保しているか））
- ・ 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度（知っているか）、利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）、満足度（利用してどうだったか）
- ・ 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度
- ・ 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・ 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況及び意見申立件数
- ・ 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（経験者を含む）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

計画規定内容

- 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【P11、P27】
- 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実【P12、P27、P28】
- 区役所・支所子どもはぐくみ室と児童相談所、警察、学校や地域の関係機関等との連携強化【P27】
- 要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化【P27】
- 母子生活支援施設を活用した支援【P27】

現状（取組結果）

- ・ 各区役所・支所子どもはぐくみ室を令和6年4月から「こども家庭センター」に位置付け
- ・ 子育て支援短期利用事業について、令和2年度以降、新たに3か所で事業開始するとともに、令和5年度からは本体施設のない事業所に職員配置に係る補助を開始
- ・ 要保護児童対策地域協議会実務者会議に所轄警察署が参画
- ・ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を継続して実施
- ・ 措置費を活用した地域支援事業の実施
- ・ 母子生活支援施設と福祉事務所職員の合同研修を継続して実施

達成見込み・要因分析

児童福祉法の改正も踏まえ、計画規定内容に係る取組を継続的に推進している。

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

資源に対する地域の現状

①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

資源の必要量等	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・ こども家庭センターの設置数	全区役所・支所に設置 （14か所）	全区役所・支所に設置 （14か所）	—
・ こども家庭福祉行政に携わる 市区町村職員に対する研修の実 施回数、受講者数	業務研修のほか、職種や経験年 数に応じた研修、分野横断的な 研修の継続的な実施	新任研修、職種別研修、 福祉業務研修等を継続的に実施	研修の更なる充実、 分野横断的な研修の実施
・ 都道府県と市区町村との 人材交流の実施体制の整備	児童相談所と子どもはぐくみ室 の人材交流の継続	継続的に実施	継続的に実施
・ こども家庭センターにおける サポートプランの策定体制の整 備	サポートプラン策定を担う職員 の専門性の向上	担当者への研修の実施	研修の継続、好事例の共有

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

整備・取組方針

- ・ こども家庭センターに求められる役割を果たし、その機能を十分に発揮するために、引き続き、職員への研修等により専門性の確保・向上に取り組んでいく。

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・ こども家庭センターの 設置数	14	14	14	14	14	14
・ こども家庭福祉行政に携 わる市区町村職員に対する 研修の実施回数、受講者数	職種別研修：随時 業務別研修：随時 新任職員研修：年1回 ※受講対象となる職員 全てが受講できること 派遣研修：随時	職種別研修：随時 業務別研修：随時 新任職員研修：年1回 ※受講対象となる職員 全てが受講できること 派遣研修：随時	職種別研修：随時 業務別研修：随時 新任職員研修：年1回 ※受講対象となる職員 全てが受講できること 派遣研修：随時	職種別研修：随時 業務別研修：随時 新任職員研修：年1回 ※受講対象となる職員 全てが受講できること 派遣研修：随時	職種別研修：随時 業務別研修：随時 新任職員研修：年1回 ※受講対象となる職員 全てが受講できること 派遣研修：随時	職種別研修：随時 業務別研修：随時 新任職員研修：年1回 ※受講対象となる職員 全てが受講できること 派遣研修：随時

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

整備・取組方針

- ・引き続き、京都市子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭支援事業の提供体制の確保に取り組む。
- ・里親・ファミリーホームへの委託も含め、引き続き、子育て支援短期利用事業の受け皿の拡充に取り組む。

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	(子ども・子育て支援事業計画に記載)	(子ども・子育て支援事業計画に記載)	(子ども・子育て支援事業計画に記載)	(子ども・子育て支援事業計画に記載)	(子ども・子育て支援事業計画に記載)	(子ども・子育て支援事業計画に記載)
・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親・ファミリーホームへの委託も含め、各区役所・支所管内における複数の受け皿を確保を目指す	里親・ファミリーホームへの委託も含め、各区役所・支所管内における複数の受け皿を確保を目指す	里親・ファミリーホームへの委託も含め、各区役所・支所管内における複数の受け皿を確保を目指す	里親・ファミリーホームへの委託も含め、各区役所・支所管内における複数の受け皿を確保を目指す	里親・ファミリーホームへの委託も含め、各区役所・支所管内における複数の受け皿を確保を目指す	里親・ファミリーホームへの委託も含め、各区役所・支所管内における複数の受け皿を確保を目指す

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の実施

資源に対する地域の現状

③児童家庭センターの機能強化及び設置促進に向けた実施

資源の必要量等	必要な実施・量等（A）	現在の整備量・実施状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・ 児童家庭支援センターの設置数	（京都市は子どもはぐくみ室を中心に地域の子育て支援や児童虐待の未然防止等の対応を行っており、児童家庭支援センターは未設置）	—	—
・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数	—	—	—
・ 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	—	—	—

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

整備・取組方針

- 本市における必要性も含め児童家庭支援センターの設置に関しては検討が必要。

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・児童家庭支援センターの設置数	－	－	－	－	－	－
・児童相談所からの在宅指導措置委託 件数	－	－	－	－	－	－

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

評価のための指標

①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ こども家庭センターの設置数
- ・ こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 都道府県と市区町村との人材交流の実施状況
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策
- ・ 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

③児童家庭センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの設置数
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）
- ・ 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】

資源に対する地域の現状

資源の必要量等	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	事業の必要性の検討	—	事業の必要性の検討
・助産施設の設置数	助産利用希望者が利用できる受入体制の維持	11か所で実施	現状維持
・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	特定妊婦支援に関する内容を盛り込んだ研修の実施	個別事業研修、新採研修・異動者研修内において特定妊婦の支援について講義等を実施。	研修の継続実施

整備・取組方針

- ・ 特定妊婦等への支援に従事する職員に対しては、研修等を実施し、支援策を学びより良い支援を行えるように取り組んでいく。
- ・ 入所や通所による特定妊婦への支援については、関係施設・団体との連携の下、既存の施策・事業において一定の対応はできている。
- ・ 引き続き、本市における支援を必要とする妊産婦等の状況を踏まえ、必要な支援施策を検討していく。

④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	—	—	—	—	—	—
・助産施設の設置数	11	11	11	11	11	11

評価のための指標

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- ・助産施設の設置数
- ・特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数

⑤ 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み

代替養育が必要な子どもの数（前期計画目標値）

種別	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設	3歳未満	26	21	17	13	9	9	8	8	8	8
	学齢前	39	34	30	25	20	16	11	11	11	11
	学齢期	248	235	223	210	198	186	175	163	152	139
小計		313	290	270	248	227	211	194	182	171	158
里親・FH	3歳未満	11	15	19	23	26	26	26	26	26	25
	学齢前	9	13	17	21	26	29	34	33	33	32
	学齢期	58	68	77	87	96	105	113	122	130	140
小計		78	96	113	131	148	160	173	181	189	197
代替養育	3歳未満	37	36	36	36	35	35	34	34	34	33
	学齢前	48	47	47	46	46	45	45	44	44	43
	学齢期	306	303	300	297	294	291	288	285	282	279
合計		391	386	383	379	375	371	367	363	360	355

⑤ 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み

代替養育が必要な子どもの数及び里親委託率等（令和２年度～令和５年度 実績）

種別	年度	令和２年度				令和３年度				令和４年度				令和５年度			
		目標値		実績値		目標値		実績値		目標値		実績値		目標値		実績値	
		委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率
施設	３歳未満	26	－	22	－	21	－	18	－	17	－	16	－	13	－	18	－
	学齢前	39	－	52	－	34	－	45	－	30	－	44	－	25	－	40	－
	学齢期	248	－	269	－	235	－	261	－	223	－	252	－	210	－	263	－
合計		313	－	343	－	290	－	324	－	270	－	312	－	248	－	321	－
里親 ・FH	３歳未満	11	29.7%	9	29.0%	15	41.7%	2	10.0%	19	52.8%	2	11.1%	23	63.9%	3	14.3%
	学齢前	9	18.8%	13	20.0%	13	27.7%	18	28.6%	17	36.2%	19	30.2%	21	45.7%	16	28.6%
	学齢期	58	19.0%	55	17.0%	68	22.4%	56	17.7%	77	25.7%	44	14.9%	87	29.3%	47	15.2%
合計		78	19.9%	77	18.3%	96	24.9%	76	19.0%	113	29.5%	65	17.2%	131	34.6%	66	17.1%
代替 養育	３歳未満	37	－	31	－	36	－	20	－	36	－	18	－	36	－	21	－
	学齢前	48	－	65	－	47	－	63	－	47	－	63	－	46	－	56	－
	学齢期	306	－	324	－	303	－	317	－	300	－	296	－	297	－	310	－
合計		391	－	420	－	386	－	400	－	383	－	377	－	379	－	387	－

⑤ 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み

代替養育が必要な子どもの数及び里親委託率等（後期計画）

種別	年度	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率
施設	3歳未満	18	—	18	—	17	—	14	—	11	—
	学齢前	27	—	23	—	19	—	15	—	11	—
	学齢期	241	—	231	—	206	—	177	—	154	—
合計		286	—	272	—	242	—	206	—	176	—
里親・FH	3歳未満	9	34.5%	15	44.6%	20	54.7%	26	64.8%	32	75.0%
	学齢前	22	44.0%	24	51.7%	29	59.4%	31	67.1%	32	75.0%
	学齢期	88	26.8%	111	32.6%	129	38.4%	141	44.2%	155	50.0%
合計		119	29.4%	150	35.5%	178	42.4%	198	49.0%	219	55.4%
代替養育	3歳未満	27	—	33	—	37	—	40	—	43	—
	学齢前	49	—	47	—	48	—	46	—	43	—
	学齢期	329	—	342	—	335	—	318	—	309	—
合計		405	—	422	—	420	—	404	—	395	—

⑥ 一時保護改革に向けた取組

計画規定内容

- 一時保護所の環境改善のための取組の推進【P28】
- 国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護の実施【P28】

現状（取組結果）

- ・意見箱に投函された手紙へのきめ細やかな対応、一時保護所の新施設への移転に伴う男女居室の個室化（令和6年1月～）
- ・一時保護所内での学習時間に、将来の職業を考える時間を導入（令和5年度～）
- ・市内の様々な施設等に対し委託一時保護できるよう理解の醸成や連携体制の構築を実施
- ・一時保護時の私物の持ち込み制限について、子どもの権利擁護の観点から一部を見直しを実施

達成見込み・要因分析

- ・子どもの権利擁護の観点から、一時保護所内での学習支援の充実に取り組んでいる。
また、私物の持込制限についても、見直しを図っている。
- ・一時保護所の定員超過傾向を解消するため、一時委託保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・養成、一時保護専用施設の確保に引き続き取り組む。
- ・今後、通学支援についても、検討を行っていく。

資源に対する地域の現状

資源の必要量等	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・一時保護施設の定員数	32人	・本市の一時保護所では、令和6年1月の現施設への移転を契機に、個室化の実施やハード面の整備を行った。 ・一方、児童虐待認定件数の増加等も相まって、定員を超える受入が常態化している。	0人（整備済み）
・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数	・一時保護専用施設の必要数については、「一時保護が必要な児童の将来推計値」－「一時保護施設の定員数」で推計。	里親をはじめ、委託一時保護が可能な施設（ファミリーホーム及び市内等に16か所ある児童養護施設等）において、委託一時保護を実施している。	・一時保護専用施設における必要枠（令和11年度：13名分）の確保に努める。 ・児童養護施設等のほか、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努める。
・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	一時保護施設の指導教育担当職員向け研修の受講	・一時保護所職員（係長級以上）について、2年に1回以上の研修受講を実施している（令和6年度：1名：一時保護所運営担当課長）。 ・一時保護職員向け研修として、一時保護児童をケアするうえで必要となる知識・技術の習得を目的に、児童精神科医等の協力も得ながら、一時保護所業務、性的虐待、救命救急対応及び「トラウマインフォームドケア」等を学ぶ研修や職員間の意見交換会等を合わせて17回（令和5年度実績）実施した。	これまでの研修を継続するとともに、一時保護所職員として必要な研修を実施する。
・第三者評価を実施している一時保護施設数	3年に1回の第三者評価を実施	令和6年度に実施見込み	令和9年度に実施予定

⑥ 一時保護改革に向けた取組

整備・取組方針

- ・ 一時保護期間が長期化する傾向があることや一時保護所の状況も踏まえ、民間施設児童養護施設等と連携し、施設内に一時保護専用施設（ユニット）をの設置を積極的に検討する。
- ・ 一時保護中の児童への適切な支援を実施するため、一時保護所職員向けの研修（法定又は独自研修）を通じて、職員の専門性の向上を図る。

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・ 一時保護施設の定員数	32名	32名	32名	32名	32名	32名
・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数	・ 一時保護専用施設：なし ・ 委託一時保護：児童養護施設（16施設）及び里親・ファミリーホーム等への委託	・ 一時保護専用施設：4名 ・ 委託一時保護：児童養護施設（16施設）及び里親・ファミリーホーム等への委託	・ 一時保護専用施設：6名 ・ 委託一時保護：児童養護施設（16施設）及び里親・ファミリーホーム等への委託	・ 一時保護専用施設：8名 ・ 委託一時保護：児童養護施設（16施設）及び里親・ファミリーホーム等への委託	・ 一時保護専用施設：11名 ・ 委託一時保護：児童養護施設（16施設）及び里親・ファミリーホーム等への委託	・ 一時保護専用施設：13名 ・ 委託一時保護：児童養護施設（16施設）及び里親・ファミリーホーム等への委託
・ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	36回（30名）	36回（30名）	36回（30名）	36回（30名）	36回（30名）	36回（30名）
・ 第三者評価を実施している一時保護施設数	1か所（実施年度）	1か所	1か所	1か所（実施年度）	1か所	1か所

評価のための指標

- ・一時保護施設の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数
- ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・第三者評価を実施している一時保護施設数（分母：管内の全一時保護施設数）
- ・一時保護施設の平均入所日数
- ・一時保護施設の平均入所率

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

計画規定内容

- 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化【P12、P28】
- 保護者支援、家族再統合の取組の充実【P27】

現状（取組結果）

- ・ 児童相談所に社会的養育推進担当課長を配置するとともに、里親養育支援係を設置し、係長を含む児童福祉司3名を配置（令和2年4月～）
- ・ 虐待の虐待親向けのカウンセリング事業及び家族再統合に向けた保護者支援事業の実施（カウンセリング2か所、保護者支援事業1法人に委託）

達成見込み・要因分析

- ・ 里親登録数の増加、登録された里親に対する的確なマッチング及び不調時の丁寧な対応等を行うための体制を引き続き確保する。
- ・ プログラム参加を希望する虐待親への利用勧奨の更なる推進（令和5年度利用実績：カウンセリング51回、保護者支援事業参加者5人）

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

資源に対する地域の現状

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

資源の必要量等	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	登録里親の増加、登録された里親の情報を熟知した上での的確なマッチングが実施できる体制が必要	社会的養育推進担当課長、里親養育推進係長（1名）及び係員（2名）の体制で実施	里親宅訪問等のケースワーク業務、日常の事務作業及び緊急時の対応等を十分に行える体制が必要

整備・取組方針

- ・ パーマネンシー保障に必要な個別事情を踏まえたケースマネジメントの取組を着実に実施できるよう体制を整備していく。

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

資源に対する地域の現状

②親子関係再構築に向けた取組

資源の必要量等	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	必要に応じたカウンセリング等の実施	「保護者カウンセリング事業」を委託にて実施（令和5年度：8件、51回） 「MY TREEペアレンツ・プログラム」を委託にて実施（令和5年度：5名）	必要に応じたカウンセリング等の実施
・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	心理支援係及び施設担当の設置	令和6年度は心理支援係の児童心理司を37人に増員（国の配置基準どおり）するとともに、施設担当の児童福祉司を13人に増員（国の配置基準を上回る配置の一部）した。	国の配置基準を踏まえ設置
・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	職員の経験年数に応じた計画的な研修の実施	- 令和6年度は、児童福祉司、児童心理司及び一時保護所職員を対象に研修※を実施予定 （※）サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ研修（定員50名） （※）愛着（アタッチメント）研修（定員20名）	経験年数に応じた計画的な研修の実施
・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	虐待防止プログラムの研修実施 新たな支援プログラムが開発された場合のライセンスの取得	- 本市児童相談所独自の「虐待防止プログラム※」を作成中。 （※）作成できれば、児童心理司及び児童福祉司向けに研修を実施予定	虐待防止プログラム研修の確実な実施 新たに開発された支援プログラムが有効と認められた場合のライセンスの取得
・保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	継続的な実施	・保護者カウンセリング事業及びMY TREEペアレンツ・プログラムを民間団体に委託して実施	必要に応じた事業の実施

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

整備・取組方針

- ・ 複雑な課題を抱えた児童及び保護者に対し専門的な支援を提供するため、児童福祉司及び児童心理司をはじめとする職員の体制強化を図るとともに、民間の専門機関による保護者カウンセリングや保護者支援プログラムの実施に引き続き取り組む。
- ・ 児童相談所職員向けに保護者支援のスキルアップ研修等の実施を通じ職員の専門性の強化を図る。

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	・ 保護者カウンセリング 10件 ・ 保護者支援プログラム10件	・ 保護者カウンセリング 10件 ・ 保護者支援プログラム10件	・ 保護者カウンセリング 10件 ・ 保護者支援プログラム10件	・ 保護者カウンセリング 10件 ・ 保護者支援プログラム10件	・ 保護者カウンセリング 10件 ・ 保護者支援プログラム10件	・ 保護者カウンセリング 10件 ・ 保護者支援プログラム10件
・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	MY TREEペアレンツプログラム説明会他3回、100人	MY TREEペアレンツプログラム説明会他3回、100人	MY TREEペアレンツプログラム説明会他3回、100人	MY TREEペアレンツプログラム説明会他3回、100人	MY TREEペアレンツプログラム説明会他3回、100人	MY TREEペアレンツプログラム説明会他3回、100人

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

資源に対する地域の現状

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

資源の必要量等	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	2件（令和4年度） 0件（令和5年度） 2件（令和6年度）	特別養子縁組については、 生みの親及び縁組後の親の双方の希望 があって成り立つものであるので、 関係機関としてできることは、 成立に向けたサポートに限られる。
・ 民間あっせん機関を通じた 特別養子縁組の成立件数		0件（令和4年度） 1件（令和5年度） 0件（令和6年度）	
・ 親との交流の途絶えたケース、親の行 方不明、特別養子縁組不同意ケース等に 係る児童相談所長による特別養子適格の 確認の審判の申立の検討体制の整備		支援全体の業務の中で実施	
・ 里親支援センターやフォスティング機 関（児童相談所を含む）、乳児院、民間 団体等による特別養子縁組等の相談支援 体制の整備		支援全体の業務の中で実施	
・ 特別養子縁組等に関する研修を 受講した児童相談所職員数		異動してきた全職員を対象に実施	

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

整備・取組方針

引き続き制度説明会等で特別養子縁組制度の説明を行う。特別養子縁組を希望する実親に対しては、手続や同意確認等について分かりやすく説明するとともに、里親への委託打診や里子とのマッチングを丁寧に行うことで、円滑な里親委託・特別養子縁組成立につなげる。

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	—	—	—	—	—	—
・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	—	—	—	—	—	—
・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	122	122	122	122	122	122

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

評価のための指標

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- ・ 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間
- ・ こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）

② 親子関係再構築に向けた取組

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
- ・ 民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

評価のための指標

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
- ・ 里親支援センターやフォスティング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
- ・ 民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

計画規定内容

- 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制（里親のリクルートから委託後の支援までの包括的な支援体制）の構築【P12、28】
- すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置【P28】
- ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）【P28】
- 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施、ボランティア・レスパイトケアの受入れ等）【P28】

現状（取組結果）

- ・ 児童相談所をフォスタリング機関に位置付けて専任職員を配置（令和2年4月～）
- ・ 市内の全乳児院及び児童養護施設に配置された里親支援専門相談員と連携した普及啓発活動、里親への訪問支援、里親の相互交流サロンの実施及び「基礎研修」を兼ねた各行政区での里親制度説明会等を開催し、里親確保・支援に取り組んでいる。
- ・ R2年度からすべての児童養護施設と乳児院に里親支援専門相談員を配置
- ・ ファミリーホーム：
R2年度 2か所(定員11名) ⇒ R5年度 4か所(定員22名)
- ・ 未委託里親を含む里親への研修の充実
- ・ 施設入所児の里親委託の推進及び地域の里親支援の充実

達成見込み・要因分析

- ・ 里親登録数の増加を目的とした各種取組により、里親登録数は増加。
154世帯（令和2年度）
180世帯（令和5年度）
- ・ 市内の社会福祉法人に「里親研修・トレーニング事業」を委託
- ・ 市内の全乳児院及び児童養護施設に配置された「里親支援専門相談員」による施設入所児の里親委託の推進及び地域の里親支援の充実を各ブロック単位で実施、きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点を開設

⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

資源に対する地域の現状

①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	里親制度の周知による里親登録数の増加、一時保護児童及び施設入所児童に係る里親委託の推進	・ 里親等委託率17.1%（令和6年3月末時点）（3歳未満14.3%、3歳以上の就学前28.6%、学童期以降15.2%） ・ 登録率 55.9%（令和6年3月末時点） ・ 稼働率 30.8%（令和6年3月末時点）	里親登録数の増加、里親委託の推進（3歳未満児及び就学前児童の里親委託率75%）
・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	里親制度の周知による里親登録数の増加、一時保護児童及び施設入所児童に係る里親委託の推進	・ 養育里親 136（うち専門里親8） ・ 養子縁組里親 90 ※ 養育里親と養子縁組里親の重複登録 64	
・ ファミリーホーム数	5	4	1
・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	年間12回	年間12回	-

⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

整備・取組方針

- ・ フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）として体制を整備し、里親登録数の増加及び稼働率の上昇に向けて里親委託を積極的に推進するための取組を着実に実施していく。

定量的な整備目標

			R6	R7	R8	R9	R10	R 1 1
・ 3 歳未満、 3 歳以上の 就学前、学 童期以降の 里親等委託 率、登録率、 稼働率	里親等委託率	3 歳未満	—	34.5%	44.6%	54.7%	64.8%	75.0%
		3 歳以上の 就学前	—	44.0%	51.7%	59.4%	67.1%	75.0%
		学童期以降	—	26.8%	32.6%	38.4%	44.2%	50.0%
	登録率		—	64.4%	66.9%	72.6%	82.3%	89.9%
	稼働率		—	45.6%	53.1%	58.4%	59.5%	61.6%
・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数			養育 166 (専門 8) 養子縁組 26	養育 187 (専門 8) 養子縁組 26	養育 207 (専門 8) 養子縁組 26	養育 228 (専門 8) 養子縁組 26	養育 248 (専門 8) 養子縁組 26	養育 269 (専門 8) 養子縁組 26
・ ファミリーホーム数			4	4	4	4	5	5
・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数			12	12	12	12	12	12

⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

資源に対する地域の現状

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

資源の必要量等	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・ 里親支援センターの設置数	本市の里親支援体制を踏まえ、 里親支援センターの設置を検討	・ 未設置	里親支援センターの設置及び運営
・ 民間フォostリング機関の設置数	里親支援センターの設置と併せて検討	児童相談所をフォostリング機関に位置づけ、 研修事業・訪問支援事業、里親等委託 児童自立支援事業を民間委託	里親支援センターの設置と併せて検討
・ 児童相談所における里親等支援体制の 整備	不調を起こさないため、 継続的かつ丁寧な里親支援、 及び定期的な研修受講の 機会の提供が必要	・ 児童相談所に里親支援を専門に行う 里親養育支援係を設置（令和2年度） ・ 里親会事務局を運営及び里親支援連絡会 を開催	里親養育支援係の体制強化
・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの 必修研修以外の研修の実施回数、受講 者数		・ 「里親研修・トレーニング事業」を 民間団体に委託（令和5年度実績） テーマ別研修 5回（46人） 安心感の輪子育てプログラム 1回（2人） フォostリングチェンジプログラム 2回（7人） ステップアップ研修 1回（22人）	研修の充実

⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

整備・取組方針

- ・ 児童相談所と里親支援専門相談員等の関係機関との連携を密にし、未委託里親へのフォロー及び委託里親への支援を切れ目なく行うとともに、研修の内容を充実させ、里親のスキルアップにつなげる。
- ・ 里親支援センターの設置を含めた包括的な支援体制の検討を行う。

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・ 里親支援センターの設置数	0	0	1	1	1	1
・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	テーマ別研修 5回 安心感の輪子育てプログラム 1回 フォスタリングチェンジプログラム 2回 ステップアップ研修 1回	テーマ別研修 5回 安心感の輪子育てプログラム 1回 フォスタリングチェンジプログラム 2回 ステップアップ研修 1回	テーマ別研修 5回 安心感の輪子育てプログラム 1回 フォスタリングチェンジプログラム 2回 ステップアップ研修 1回	テーマ別研修 5回 安心感の輪子育てプログラム 1回 フォスタリングチェンジプログラム 2回 ステップアップ研修 1回	テーマ別研修 5回 安心感の輪子育てプログラム 1回 フォスタリングチェンジプログラム 2回 ステップアップ研修 1回	テーマ別研修 5回 安心感の輪子育てプログラム 1回 フォスタリングチェンジプログラム 2回 ステップアップ研修 1回

評価のための指標

①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

- ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- ・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数
- ・ ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数
- ・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数
- ・ 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

- ・ 里親支援センターの設置数、民間への委託数
- ・ 民間フォスティング機関の設置数
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

計画規定内容

- 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進【P12、P28】
- 研修等による施設職員の質の向上及び施設職員の処遇改善【P28】
- 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）【P28】

現状（取組結果）

- ・ 施設機能強化補助金事業を実施し、小規模化を推進（地域小規模児童養護施設17か所、分園型小規模グループケア1か所）
- ・ R3年度に基幹的職員研修を実施。
- ・ 処遇改善にかかる加算（社会的養護処遇改善加算、社会的養護従事者処遇改善加算等）の実施
- ・ 家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を加配
- ・ 児童養護施設における看護師加算の実施

達成見込み・要因分析

計画規定内容に係る取組を継続的に推進している。

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子どもの見込み

	R7	R8	R9	R10	R 1 1
3歳未満	18	18	17	14	11
就学前	27	23	19	15	11
学齢期	241	231	206	177	154
合計	286	272	242	206	176

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

資源の必要量等	必要な取組・量等 (A)	現在の整備量・取組状況等 (B)	整備すべき見込量等 (A-B)
・小規模かつ地域分散化した施設数 入所児童数	地域小規模児童養護施設及び分園型小規模 グループケア 24施設 (137人)	令和5年4月1日時点 地域小規模児童養護施設 17施設 (86人) 分園型小規模グループケア 1か所 (7人)	6施設 (36人)
・養育機能強化のための専門職 (家 庭支援専門相談員、心理療法担当職 員、自立支援担当職員等) の加配施 設数、加配職員数	全施設に家庭支援専門相談員、心理療法担 当職員 自立支援担当職員を加配 (加配数 1 名)	令和5年4月1日時点 家庭支援専門相談員 (4か所4人) 心理療法担当職員 (8か所8人) 自立支援担当職員 (7か所7人)	未配置施設への配置を推進
・養育機能強化のための事業 (親子 支援事業、家族療法事業等) の実施 施設数	全施設での家族療法事業の実施 ニーズに応じた親子支援事業の実施	令和5年4月1日時点 家族療法事業 8施設 ※ 親子支援事業は令和6年度開始	家族療法事業の未実施施設での実施を推進 ニーズに応じた親子支援事業の実施
・一時保護専用施設の整備施設数	3施設	未整備	3施設

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

資源の必要量等	必要な取組・量等 (A)	現在の整備量・取組状況等 (B)	整備すべき見込量等 (A-B)
・ 児童家庭支援センターの 設置施設数	—	—	—
・ 里親支援センター、里親養育包括 支援（フォスタリング）事業の実施 施設数	本市の里親支援体制を踏まえ、里親支援セ ンターの設置を検討、里親養育包括支援 （フォスタリング）事業の実施については、 里親支援センターの設置と併せて検討	里親支援センターは未整備。 フォスタリング事業として、研修事業・訪 問支援事業・里親等委託児童自立支援事 業・広報を民間委託 (3か所)	本市の里親支援体制を踏まえ、里親支援セ ンターの設置を検討、里親養育包括支援 （フォスタリング）事業の実施については、 里親支援センターの設置と併せて検討
・ 妊産婦等生活援助事業の 実施施設数	—	—	—
・ 市区町村の家庭支援事業を委託さ れている施設数（事業ごと）	・ 子育て短期支援事業（16か所） ・ 養育支援訪問事業（一） ・ 一時預かり事業（63か所） ・ 子育て世帯訪問支援事業（13か所） ・ 児童育成支援拠点事業（一） ・ 親子関係形成支援事業（一）	・ 子育て短期支援事業（16か所） ・ 養育支援訪問事業（一） ・ 一時預かり事業（63か所） ・ 子育て世帯訪問支援事業（13か所） ・ 児童育成支援拠点事業（未実施） ・ 親子関係形成支援事業（未実施）	現状維持

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

整備・取組方針

- ・ 児童養護施設の本体施設の地域分散化及び児童養護施設の専門性を活かした多機能化の一環として、一時保護専用施設の整備を推進する。
- ・ 養育機能強化のための専門職の加配について、未配置施設について配置を推進する。
- ・ 里親支援センターの設置及び里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施を含めた包括的な支援体制の検討を行う。

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	令和１１年度までに６施設（３６名）の確保に向けて設置を推進					６施設（３６人）
・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	令和１１年度までに全施設に家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を加配（加配数１名）に向けて配置を推進					全施設に家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を加配（加配数１名）
・一時保護専用施設の整備施設数	０	１	１	２	２	３
・児童家庭支援センターの設置施設数	—	—	—	—	—	—

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

定量的な整備目標

		R6	R7	R8	R9	R10	R11
・里親支援センター、里親養育包括支援（フォostタリ ング）事業の実施施設数		里親支援センター は未整備。 フォostタリ ング事業として、研修事 業・訪問支援事 業・里親等委託児 童自立支援事業・ 広報を民間委託 (3か所)	フォostタリ ング事業として、研修事 業・訪問支援事 業・里親等委託児 童自立支援事業・ 広報を民間委託	フォostタリ ング事業として、研修事 業・訪問支援事 業・里親等委託児 童自立支援事業・ 広報を民間委託	里親支援センター 1か所	里親支援センター 1か所	里親支援センター 1か所
・妊産婦等生活援助事業の実施施設数		—	—	—	—	—	—
・市区町村の家庭支援事業 を委託されている施設数 (事業ごと)	子育て短期支援事業	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	養育支援訪問事業	—	—	—	—	—	—
	一時預かり事業	63か所	63か所	63か所	63か所	63か所	63か所
	子育て世帯訪問支援事業	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
	児童育成支援拠点事業	—	—	—	—	—	—
	親子関係形成支援事業	—	—	—	—	—	—

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

評価のための指標

①施設で養育が必要な子どもの見込み ※ 要領上の記載なし

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ・一時保護専用施設の整備施設数
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

計画規定内容

○ 児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実（訪問相談、交流事業の実施等）【P28】

現状（取組結果）

- ・ 自立支援コーディネーターの配置（H30～R3）→令和4年度～自立支援担当職員の配置
- ・ 令和5年度～里親等委託児童自立支援事業を開始
- ・ 社会的養護自立支援事業の実施
施設等居住型支援、民間賃貸住宅等居住型支援、一時的経費支援事業
生活相談等支援事業
（相談窓口の設置、各施設自立支援担当の研修、当事者の交流会の実施）
- ・ 身元保証人確保対策事業の実施
- ・ 本市独自に退所者の修学に対する支援を実施
（退所者修学費支給事業・退所児童等進学支援事業）
- ・ 児童自立生活援助事業所の新規開設（令和2年度から2か所増）

達成見込み・要因分析

本市においては、国における制度創設以前から退所者支援施策を行ってきた。
さらに、国における制度以外にも独自事業を実施し、アフターケアの充実を図っている。

①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

R6	R7	R8	R9	R10	R11
約180人	約200人	約230人	約260人	約300人	約330人

⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

資源の必要量等	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・ 児童自立生活援助事業の実施か所数 （Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数）	自立生活援助事業を必要とする対象者が もれなく入居できるよう事業所を整備	令和6年4月1日時点 Ⅰ型（5か所、17人） Ⅱ型Ⅲ型は実施箇所なし	自立生活援助事業を必要とする対象者 がもれなく入居できるよう事業所を整 備
・ 社会的養護自立支援拠点事業の 整備か所数	1 か所	未設置	1か所
・ 社会的養護自立支援協議会の設置も 含めた支援体制の整備	社会的養護自立支援協議会の設置を検討	—	退所者のニーズを把握し、社会的養護 自立支援協議会の設置も含めた有効な 支援体制の整備を行う。

整備・取組方針

- ニーズに応じた児童自立生活援助事業の実施及び社会的養護自立支援拠点事業の設置に向けた検討を行う。
- 社会的養護経験者等の支援ニーズを把握するための実態調査の実施と支援体制を構築するための協議会の設置に向けて実情に応じた検討が必要。

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・ 児童自立生活援助事業の実施箇所数 (Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数)	Ⅰ型:5か所 (17人) Ⅱ型:0か所 (0人) Ⅲ型:0か所 (0人)	Ⅰ型:7か所 (32人) Ⅱ型:2か所 (2人) Ⅲ型は入所児童等の必要に応じて実施	Ⅰ型:7か所 (32人) Ⅱ型:2か所 (2人) Ⅱ型 ・ Ⅲ型は入所児童等の必要に応じて新規開設を支援	Ⅰ型:7か所 (32人) Ⅱ型:2か所 (2人) Ⅱ型 ・ Ⅲ型は入所児童等の必要に応じて新規開設を支援	Ⅰ型:7か所 (32人) Ⅱ型:2か所 (2人) Ⅱ型 ・ Ⅲ型は入所児童等の必要に応じて新規開設を支援	Ⅰ型:7か所 (32人) Ⅱ型:7か所 (10人) Ⅱ型 ・ Ⅲ型は入所児童等の必要に応じて新規開設を支援
・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0	0	0	0	0	1

評価のための指標

- ・ 児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数）
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ・ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組

計画規定内容

- 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化【P11、P27】
- 子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応【P27】

現状（取組結果）

- ・ 児童福祉司任用前・任用後研修、京都府との共同実施による性的虐待対応研修及び各種外部研修への参加
- ・ 児童福祉司及び児童心理司の増員、里親養育支援係の新設（令和2年度～）、警察からの書面通告や泣き声通告対応に対応するため会計年度任用職員の配置（令和2年度～）
- ・ 介入と支援機能の分離による系統的な対応体制の確立
- ・ 虐待対応班の継続的な強化

達成見込み・要因分析

- ・ 児童相談所職員の専門性の維持・向上に向けた研修の更なる充実を図る必要がある。
- ・ 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、児童虐待に係る「相談・通告」件数の増加（536件増（令和2年度→令和5年度）及び会的養育の推進等に対応するため児童相談所の体制強化に取り組む必要がある。
- ・ 子ども虐待防止アクティブチーム（虐待班）による迅速な初期対応、施設入所児への子ども虐待等ケアチームの支援及び在宅支援を継続する場合の地域班への引き継ぎを円滑に実施することで、組織的な対応を行っている。
- ・ 児童福祉司の増配置に伴う虐待班の体制強化（令和2年度：3→5班、令和5年度5→6班）

⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

資源の必要量等	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・ 児童相談所の管轄人口	-	・ 児童相談所1,063,700人 （令和6年4月1日現在推計人口） ・ 第二児童相談所372,547人 （令和6年4月1日現在推計人口）	-
・ 第三者評価を実施している児童相談所数	児童相談所業務の質の向上を図るため、積極的に第三者評価等の措置を実施する必要がある。	2か所（児童相談所、第二児童相談所）	児童相談所及び第二児童相談所について、第三者評価の受検を継続する予定（各児童相談所につき、3年に1回実施）。
・ 児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司の配置基準※を踏まえた職員配置 （※）児童相談所における「虐待認定件数」に基づき各年度で変動	令和6年4月18日現在 ・ 児童福祉司84名 （スーパーバイザー（課長級及び主席・係長級）25名を含む。） ・ 児童心理司37名 （スーパーバイザー（係長級）3名及び会計年度職員6名を含む。）	児童福祉司の配置基準を踏まえた職員配置 【参考】 令和7年度必要配置数（試算） ・ 児童福祉司が国配置基準で81名 ・ 児童心理司が国配置基準で43名
・ 市町村支援児童福祉司の配置数	指定都市は1名の配置が標準	1名	配置済
・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数	児童福祉司5名につき1名の配置	令和6年4月1日時点 ・ 児童相談所 17名 ・ 第二児童相談所 8名 ※いずれも課長級を含む。（再掲）	児童福祉司数に応じて配置数を検討 52

⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

資源の必要量等	必要な取組・量等（A）	現在の整備量・取組状況等（B）	整備すべき見込量等（A-B）
・ 医師の配置数	児童相談所に医師を 1 名以上配置	・ 児童相談所 （児童精神科医 1、小児科医 1） ・ 第二児童相談所 （児童精神科医 1、小児科医 1）	配置済
・ 保健師の配置数	児童相談所に保健師を 1 名以上配置	保健師としての配置はなし※ （※）看護師及び保健師資格を有する 児童福祉司を配置済	現時点では配置の予定はない。
・ 弁護士配置数	児童相談所に弁護士の配置又はこれに準ずる配置が必要	4名（委託弁護士）	配置済
・ こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	児童福祉司としての任用に当たっては、内閣総理大臣が定める講習会の過程を終了する必要がある。	児童福祉司任用前後研修の受講者114名（令和5年度）	児童福祉司として任用を予定している者に対する講習の実施
・ 専門職採用者数	現時点では採用の予定はない。	現時点では採用実績はない。	現時点では採用の予定はない。

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組は対象外

整備・取組方針

- ・ 児童虐待相談・通告件数や養護相談の増加を踏まえ、児童の安全確保、家族再統合及び児童の自立支援等に係る適切な支援を実施していくため、職員の専門性の向上や児童相談所の体制強化に努める。

⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・ 児童相談所の管轄人口が100万人を超えている場合は、管轄人口の推移	1,375,239人	1,366,016人	1,356,202人	1,345,884人	1,335,042人	1,323,755人
・ 第三者評価を実施している児童相談所数	2 か所	2 か所 (実施年度)	2 か所 (実施年度)	2 か所	2 か所 (実施年度)	2 か所 (実施年度)
・ 児童福祉司、児童心理司の配置数	・ 児童福祉司 84人 ・ 児童心理司 37人	児童福祉司の配置基準等を踏まえ配置する。	児童福祉司の配置基準等を踏まえ配置する。	児童福祉司の配置基準等を踏まえ配置する。	児童福祉司の配置基準等を踏まえ配置する。	児童福祉司の配置基準等を踏まえ配置する。
・ 市町村支援児童福祉司の配置数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数	25人	児童福祉司数に応じて配置	児童福祉司数に応じて配置	児童福祉司数に応じて配置	児童福祉司数に応じて配置	児童福祉司数に応じて配置

⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組

定量的な整備目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人
・保健師の配置数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
・弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	4人（業務委託）	必要に応じて 配置数等を検討	必要に応じて 配置数等を検討	必要に応じて 配置数等を検討	必要に応じて 配置数等を検討	必要に応じて 配置数等を検討
・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	児童福祉司 【任用前研修】 37名 【任用後研修】 74名 （予定）	児童福祉司として 任用する職員向けの 法定研修を継続実施	児童福祉司として 任用する職員向けの 法定研修を継続実施	児童福祉司として 任用する職員向けの 法定研修を継続実施	児童福祉司として 任用する職員向けの 法定研修を継続実施	児童福祉司として 任用する職員向けの 法定研修を継続実施
・専門職採用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

評価のための指標

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組 ※対象外

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

- ・ 児童相談所の管轄人口
- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）
- ・ 児童福祉司、児童心理司の配置数
- ・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- ・ 医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ 保健師の配置数
- ・ 弁護士配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
- ・ 専門職採用者数（割合）

資源等に関する地域の現状、資源の整備、取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等
・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設（全2施設）
・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	令和6年4月1日時点 定員 27名